

第 58 回婦人の地位委員会
2014 年 3 月 10 日~21 日

女性及び女兒に対するミレニアム開発目標(MDGs)実施における課題及び成果

合意結論

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」の成果文書、及び「第 4 回世界女性会議」の 10 周年及び 15 周年に当たって委員会によって採択された宣言を再確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」とこれらの「選択議定書」、並びにその他の関連条約が、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃と防止及び男女共同参画と女性のエンパワーメント推進のための国際的な法的枠組と包括的な一連の措置を提供していることを再確認する。
3. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」の目標と目的の完全かつ効果的实施が、「ミレニアム宣言」に含まれている目標を含め、国際的に合意された開発目標達成への不可欠の貢献となることを再確認する。
4. 委員会は、「国際人口・開発会議行動計画」及びその更なる実施のための重要な行動に含まれている男女共同参画と女性のエンパワーメントの領域で、関連する国連首脳会合と会議でなされた国際公約も再確認する。
5. 委員会は、「ミレニアムサミット」、2005 年の「世界サミット」、2010 年の「ミレニアム開発目標 (MDGs) に関するハイレベル会合」及び 2013 年の「ミレニアム開発目標 (MDGs) に関する特別イベント」でなされた男女共同参画と女性のエンパワーメントに対する公約を更に再確認する。委員会は、「ミレニアム開発目標」及びその他の国際的で合意された障害者のための開発目標:「これからの道のり、2015 年以降に向けた障害者を包摂する開発アジェンダ」の実現に関する「国連障害と開発に関するハイレベル会合」の成果文書も再確認する。
6. 委員会は、それぞれの地域と国において、地域条約、文書、イニシアチブ及びそのフォローアップ・メカニズムが果たす女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成における重要な役割も認める。
7. 委員会は、特に持続可能な開発達成における女性の重要な役割を認め、持続可能な開発の牽引力、担い手及び平等な受益者としての女性の可能性を解き放つことを決意した、「我々の求める未来」と題する「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」の成果文書も再確認する。
8. 委員会は、総会のすべての関連決議、特に「女性に対する暴力撤廃宣言」並びに経済社会理事会 (ECOSOC) 及びその下部組織の関連決議の完全かつ効果的实施とフォローアップへの公約も再確認し、男女共同参画と女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の領域の人権理事会の関連決議を想起する。委員会は、特に女性と経済及び女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する合意結論を含め、以前の合意結論も再確認する。
9. 委員会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)、1820 号(2008 年)、1888 号(2009 年)、1889 号(2009 年)、1960 号(2010 年)、2106 号(2013 年)及び 2122 号(2013 年)、並びに決議 1882 号(2009 年)、1998 号(2011 年)、2068 号(2012 年)及び 2143 号(2014 年)を含めた子どもと武力紛争に関するすべての関連安全保障理事会決議を想起する。

10. 委員会は、世界、地域、国内レベルで、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の達成に貢献する男女共同参画と女性のエンパワーメントを推進し、女性のエンパワーメントの重要な領域の対象を絞った措置を支援する「ミレニアム開発目標」の進歩を追跡し、要請に基づいてその努力において各国を支援する際に、国連システム、特に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」の重要な役割を認める。

11. 委員会は、普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に関連する、開発への権利を含めた女性の人権と基本的自由の推進と保護及び尊重が、貧困根絶を目的とするすべての政策とプログラムに主流化されるべきであることを再確認し、すべての人に、経済的・社会的・文化的・政治的開発に参画し、貢献し、これを享受する資格があり、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進、保護及び完全実現に、平等な注意と緊急の配慮が与えられるべきであることを保障する措置を採る必要性を再確認する。

12. 委員会は、男女共同参画、女性と女兒のエンパワーメント及びその人権の享受、並びに貧困根絶が、「ミレニアム開発目標」の達成を含め、経済・社会開発の基本であることを再確認する。委員会は、男女共同参画の普遍的状況に留意し、「ミレニアム開発目標」が貧困根絶努力にとって重要であり、国際社会にとって極めて重要であるにもかかわらず、「ミレニアム開発目標」が策定されて約15年経っても、女性と女兒のための平等を達成した国はなく、女性と男性との間の著しい程度の不平等が根強く続いていることを認める。委員会は、開発の担い手としての女性の極めて重要な役割を再確認し、男女共同参画と女性のエンパワーメントが、「ミレニアム開発目標」の未完了の仕事を実現し、2015年以降の持続可能な開発を加速するために、達成されなければならないことを認める。

13. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントを強化することが、「ミレニアム開発目標」達成にとっての中心であることを認める。委員会は、女性と女兒への投資が、生産性、効率性及び持続的経済成長に相乗効果を与え、女性の経済的自立が、開発の完全かつ平等なパートナーとしての女性の役割にとって極めて重要であり、貧困根絶を含め、「ミレニアム開発目標」達成の基本であることを強調する。委員会は、「ミレニアム開発目標」の達成には、正規経済への、特に経済的意思決定への女性の完全統合を必要とし、これは、女性と男性が平等な待遇を受けるように、現在のジェンダーに基づく労働分業を変えることを意味することを認める。

14. 委員会は、有償・無償のケア・ワーク及びケア・サービスが、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成する際に、極めて重要であることを認め、ケア提供が、責任の共有を含む極めて重要な社会的機能であることをさらに認める。

15. 委員会は、「ミレニアム開発目標」を実現する際に、(国内・国際)移動する女性の重要な貢献を認め、国内法に従って、一般の人々の利用が予定されている、雇用、職業訓練、住居、学校教育、保健サービス、社会サービス並びにその他のサービスにアクセスする際の障害が、移動者の脆弱性を助長していることを認める。

16. 委員会は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成する国内・地域・世界レベルでの公約と一致した政策行動を歓迎する。委員会は、ターゲットを現地の状況に適合させ、女性と女兒の人権を含め、具体的に取り組まれている「ミレニアム開発目標」よりも幅広い範囲の男女共同参画と女性のエンパワーメントに関連する問題に関して報告することにより、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施における革新的努力を払っている国々もあることを認める。

17. 委員会は、「ミレニアム開発目標」のいくつかの領域で、女性と女兒に対して遂げられた進歩を歓迎し、世界的優先事項として、男女共同参画と女性のエンパワーメントを示唆する際に、「ミレニアム開発目標3」の重要性を認める。委員会は、初等教育就学率におけるジェンダー格差をなくし、いくつかの地域での国会における女性の割合を増やすことに向けて遂げられた著しい進歩を特に歓迎する。

18. 委員会は、女性と女兒のための全体的進歩が、国々の内部でも国々の間でも、「ミレニアム開発目標3」を含め、すべての「ミレニアム開発目標」にわたって、依然として遅く、不均衡であり、男女共同参

画に関する進歩の欠如が、すべての「ミレニアム開発目標」に向けた進歩を妨げていることを深く懸念する。委員会は、極度の貧困地域と領域及び周縁化され、脆弱で、不利な立場にある女性と女兒及びあらゆる種類の複合的な形態の差別と不平等を経験している女性と女兒にとっての進歩の欠如について特に懸念する。

19. 委員会は、「ミレニアム開発目標 1」(極度の貧困と飢餓の撲滅)に関連して、貧困が女性のエンパワーメントと男女共同参画に向けた進歩を妨げており、貧困の女性化が根強く続いていることに留意し、深い懸念を表明し、雇用率と賃金における著しいジェンダー格差が根強く続いていることを認める。委員会は、特に労働市場における社会経済的不平等と根強い差別のため、女性は男性よりも、不安定で、脆弱で、固定的性別役割分担意識のある、賃金の低い形態の雇用に就き、無償のケア労働の不相応な割合を担い、非正規経済にかかわり、特にもし他に成人の稼ぎ手がない家庭で暮らしているならば、男性に比して貧困の危険を高める、完全で生産的な雇用とディーセント・ワーク（訳注：働き甲斐のある人間らしい仕事）、社会的保護及び年金へのアクセスが少なくなる可能性がより高いことを懸念する。委員会は、差別的規範が、極度の貧困、食糧不安及び栄養不良に対する女性と女兒の更なる脆弱性を助長し、女兒と高齢女性が、それぞれ、異なった特別な課題に直面していることに更に留意する。委員会は、現在の貧困対策が、特に家庭内の所得の配分に関する不適切なデータのために、貧困に対する女性の脆弱性を適切に反映していないことに留意する。委員会は、飢餓に関するターゲットも、依然として不十分であり、女性と女兒の保健、生計及び福利に悪い影響を与えていることを更に懸念する。委員会は、「ミレニアム開発目標 1」を達成するための食糧と栄養の安全保障の重要性、飢餓との闘いにおけるジェンダー格差に対処する必要性に留意し、女性と女兒の栄養不良の対処に、十分な優先権が与えられていないことを認める。

20. 委員会は、「ミレニアム開発目標 2」(初等教育の完全普及の達成)に関して、小学校への純就学率と初等教育就学率におけるジェンダー格差撤廃に向けて著しい進歩が遂げられたことに留意するが、数への偏重が、修了、教育の質及び学習成果をあまり重視しないという結果となったことに懸念を表明する。委員会は、男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の達成及びいくつかの良好な社会的・経済的成果に、小学校就学率よりも、より強力に貢献していることが示されている中等教育へのアクセス、在籍、修了におけるジェンダー格差を埋める際の進歩の欠如に更に留意する。基礎教育を欠いている若者の大多数は、若い女性である。進歩にもかかわらず、2015年までにターゲットを達成するためには、グループ内及び国と国との間で進歩が依然として不均衡であるところで、更に多くのことがなされる必要がある。

21. 委員会は、「ミレニアム開発目標 3」(ジェンダー平等推進と女性の地位向上)に関しては、中等・高等教育就学率において、根強いジェンダー格差のある地域もあり、正規経済への統合の欠如、完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークへの不平等なアクセス、(女性の割合が)非農業の賃金雇用において過少であり、家事労働やケア労働のような低賃金の固定的性別役割分担意識のある仕事において過大であること及び同一労働又は同一価値労働に対する同一賃金の欠如を含め、女性の経済的エンパワーメント、自立及び独立が欠如しており、無償のケア労働の不平等な重荷を負い、有償労働とケア責任を両立させる措置が不十分であり、差別的態度、規範、固定観念及び法的枠組が根強く、女性のための社会的保護と保険加入が不十分であり、進歩にもかかわらず、国会及びその他のガバナンス構造を含め、あらゆるレベルの意思決定における女性の割合が低く、参画と代表者数が不平等である状態であり、進歩が遅いことに留意する。

22. 委員会は、「ミレニアム開発目標 4」(乳幼児死亡率の削減)に関しては、女性と子どもの保健及び男女共同参画と女性のエンパワーメントとの間の重要な相互関連性を考慮に入れて、新たな HIV 感染と子どもの母子感染及びワクチンの欠如、栄養不良、マラリア、下痢、飢餓及び貧血症を含めたその他の要因を根絶する努力を通して世界的に乳幼児死亡率を減少させる際に著しい進歩が遂げられたが、ターゲットが達成されない可能性があることに留意する。委員会は、子どもの死亡が、最貧困地域と生後 1 か月にますます集中していることに深い懸念と共に留意し、もし子どもが農山漁村及び遠隔地または貧しい家庭に生まれれば、5 歳になる前に死亡するより大きな危険にさらされていることにさらに懸念を表明する。委員会は、差別的慣行のために 5 歳未満の女兒の死亡率が比較的高い地域があることにも深い懸念

を抱いて留意する。委員会は、乳幼児死亡率の削減に関する進歩は、女性の保健ケア・サービス、安全な飲用水、公衆衛生及び住居へのアクセス、並びに母親の基礎教育と栄養の欠如と関連していることを認める。

23. 委員会は、「ミレニアム開発目標 5」(妊産婦の健康の改善)に関しては、妊産婦死亡率の削減と性と生殖に関する健康への普遍的アクセスの達成というその 2 つのターゲットに向けた進歩が、国の内部及び国々の間で、特に最貧困集団と農山漁村セクターにとって特に遅く、不均衡であることに留意する。委員会は、予防可能な妊産婦死亡の数が、受容できないほどの多さを継続し、思春期の少女がより高い危険に直面していることに留意する。委員会は、依然としてある資金提供における著しい格差及びより高度なケアへの効果的な紹介を伴ったプライマリー・ヘルスケア・システムを通じた、とりわけ、緊急産科サービスと熟練した出産時の介添え、安全で効果的な避妊法(薬)、危険な人工妊娠中絶の併発症のためのサービス、そのようなサービスが国内法で認められているところでは安全な人工妊娠中絶、性感染症と HIV/エイズの予防と治療を含めたすべての性と生殖に関する保健ケア・サービスの満たされないニーズの規模について更に懸念を表明する。委員会は、「国際人口・開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びそれらのレビュー会議の成果文書に従って、性と生殖に関する権利を守り成就することができないこと、妊産婦の乏しい栄養と大きな仕事量を含め、進歩に対する継続する課題に更に留意する。

24. 委員会は、「ミレニアム開発目標 6」(HIV/エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延の防止)に関しては、2001 年以来、HIV 感染女性の数が世界的に増加している状態で、進歩は限られていることに留意する。委員会は、思春期の少女と若い女性並びに比較的高い危険にさらされているその他の女性と女兒の HIV 感染に対する特別な脆弱性にも留意する。委員会は、構造的なジェンダー不平等と女性と女兒に対する暴力が、効果的な HIV 対応と保健ケア・サービスの提供、特に性と生殖に関する保健ケア・サービスの提供を通して、HIV 感染の危険から身を守る女性と思春期の少女の能力を高めることに完全な注意を払う必要性が満たされていないことを強調する。委員会は、汚名、差別及び暴力を含めた HIV とエイズと共に生きる女性と女兒が直面する課題に更に留意する。委員会は、多くの国々でマラリアの重荷を減らし、ある国々ではマラリアの撲滅という結果となっているマラリア抑制への増額された世界的・国内的投資にもかかわらず、「ミレニアム開発目標」達成のためには、特に妊産婦のためのマラリア予防と抑制努力が、急速に高まらなければならないことにも更に留意する。

25. 委員会は、「ミレニアム開発目標 7」(環境の持続性確保)に関しては、安全な飲用水へのアクセスにおいて世界的に進歩が遂げられたが、基本的な公衆衛生へのアクセスは特に遅く、女性と女兒、特に脆弱な条件で暮らしている女性と女兒にとって深刻な意味合いを伴って、ターゲットは達成されない可能性があることに留意する。委員会は、安全な飲用水へのアクセスの欠如が、特に女性と女兒に悪影響を及ぼし、農山漁村及び都会地域で女性と女兒が水集めの重荷をしばしば担っていることに懸念を表明し、この点で更なる改善の必要性を認める。委員会は、適切な公衆衛生施設の欠如が、その労働力、学校への参加率を含め、女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼし、暴力に対する脆弱性を高めることに留意する。委員会は、女性と女兒が、ジェンダー不平等及び多くの女性が生計を天然資源へ依存しているために、砂漠化、森林伐採、自然災害及び気候変動に、しばしば不相応に悪影響を受けることに留意する。

26. 委員会は、「ミレニアム開発目標 8」(開発のためのグローバルなパートナーシップの推進)に関しては、政府開発援助を含めた男女共同参画と女性のエンパワーメントを支援する開発資金が極めて重要であり、依然としてこの任務に対し不十分であることに留意する。委員会は、世界経済危機とある国々が行う緊縮措置への移行が、社会セクターへの投資の減額で、女性と女兒に否定的な影響を与えていることにも留意する。委員会は、情報通信技術へのアクセスにおけるジェンダー格差が根強く続いていることにも留意する。

27. 委員会は、「ミレニアム開発目標」を監視する指標の中には、性別・年齢別及びその他の要因別に分類されておらず、従って、貧困、飢餓、環境の持続可能性及び開発のためのグローバル・パートナーシップに関する指標を含め、生涯を通じた女性と女兒の状況について十分な情報を提供していないものもあり、「ミレニアム開発目標 3」、HIV/エイズ、結核及びマラリアに関連する指標のように、未だに限られているものが他にもあることを懸念する。

28. 委員会は、男女共同参画と女性のエンパワーメントに関連する重要な問題の中には、特に、女性と女兒に対する暴力、子ども結婚・早期・強制結婚、女性と女兒の無償労働、特に無償のケア労働の不相応な割合、ディーセント・ワークへの女性のアクセス、ジェンダーによる賃金格差、非正規セクターでの雇用、家事労働・ケア労働のような低賃金の固定的性別役割分担意識のある仕事、土地、エネルギー、燃料を含めた資産や生産財への女性の平等なアクセス、管理、所有権及び女性の相続権、「国際人口・開発会議の行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらのレビュー会議の成果文書に従った女性の性と生殖に関する健康及び生殖に関する権利、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、非伝染性疾患、女性と女兒の人権侵害に対する説明責任及びあらゆるレベルの意思決定への女性の完全かつ平等な参画のように、「ミレニアム開発目標」によっては適切に対処されていなかった問題もあることを懸念する。委員会は、ジェンダー不平等のあらゆる側面が対処されない限り、男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現は達成できないことを認める。

29. 委員会は、女性と女兒に対するすべての「ミレニアム開発目標」の達成に関する進歩が、女性と男性との間の歴史的で構造的な不平等な力関係の根強さ、貧困、女性と女兒の能力を制限する資源と機会へのアクセスにおける不平等と不利な条件、機会の平等における増大する格差、差別的な法律、政策、社会規範、態度、有害な慣習的及び現在の慣行及び固定的性別役割分担意識のために阻害されていることを認める。

30. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、女性と女兒に対する差別と暴力が、世界のあらゆる場所で起こり続けており、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力が、生活のあらゆる側面で男性・男児との平等なパートナーとしてのその完全な可能性の発展に対する障害であり、「ミレニアム開発目標」達成に対する障害であることに深い懸念を表明する。

31. 委員会は、子ども結婚・早期・強制結婚の問題に対処する国際的な機運を歓迎する。委員会は、子ども結婚・早期・強制結婚が、有害な慣行であることを認め、その他の要因の中でもその継続する広がり が女性と女兒に対するいくつかの「ミレニアム開発目標」の達成を遅らせていることに留意する。

32. 委員会は、女性のエンパワーメントが貧困と飢餓の根絶を含め、「ミレニアム開発目標」達成における極めて重要な要因であり、適宜、女性のエンパワーメントを目的とする特別措置の実施が、達成を手助けできるものであることを強調する。委員会は、不平等がすべての国々にとっての懸念であり、不平等が女性と女兒の経済的・社会的・文化的権利の実現にとって様々な意味合いを持つ緊急の課題を表していることを認める。委員会は、女性の貧困が経済的機会と自立の不在、経済・生産資源、質の高い教育と支援サービス及び意思決定過程への女性の最小限の参画へのアクセスの欠如に直接関連していることも強調する。委員会は、女性の貧困とエンパワーメントの欠如並びに社会・経済政策からの女性の排除が女性を暴力の高い危険にさらし、女性に対する暴力が社会的・経済的開発並びに「ミレニアム開発目標」の達成を妨げていることを更に認める。

33. 委員会は、自然災害の悪影響を受けた国々が「ミレニアム開発目標」を達成する可能性が比較的低いことも懸念し、女性と女兒が自然災害の悪影響を不相応に受けていることにさらに留意する。委員会は、女性がリハビリテーションと再建を含め、災害リスク軽減、応急及び復旧・復興において重要な役割を果たしていること、そして災害の予防と事前準備努力と応急に際し、効果的及び平等に参画するための女性のアクセス、能力、機会を強化する必要性を更に認める。

34. 委員会は、気候変動が持続可能な開発の達成に対して課題を呈しており、女性と女兒が砂漠化、森林伐採と自然災害、根強い旱魃、極端な天候の変化、海面上昇、沿岸の浸食及び海洋の酸化の影響を不相応に受けていることを深く懸念し、気候変動が女性と女兒、特に貧困の中で暮らす女性と女兒に与える否定的影響がジェンダー不平等と差別によって更に悪化することがありうることも深く懸念し、温室効果ガスの排出が継続して世界的に上昇していることに深刻な警戒感を表明し、すべての国々、特に開発途上国が、気候変動の否定的影響に対して脆弱であり、食糧の安全保障と貧困を撲滅し、持続可能な開発を達成しようとする努力を更に脅かす根強い旱魃と極端な天候の変化、海面上昇、沿岸の浸食及び海

洋の酸化を含め、すでに高まる影響を経験していることを依然として深く懸念し、この点で、気候変動への適合が即座で緊急の世界的優先事項を表していることを強調する。

35. 委員会は、不均衡で脆弱な回復についての証拠を認め、特に開発及び女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」達成に与える世界金融・経済危機の継続する否定的影響について深い懸念を表明し、世界経済は、テールリスク¹を抑え、金融市場の条件を改善し、回復を維持する手助けをするかなりの努力にもかかわらず、世界市場が不安定さを増していること、特に若者の間の高い失業率、ある国々における負債、世界的な経済回復に課題を呈し、世界の需要を維持し再びバランスさせることに向けた更なる進歩の必要性を反映する広がった財政的重圧を含め、特に女性と女兒にとっての下降リスクを伴って、未だに難しい段階にあることを認め、組織的脆弱性と不均衡に対処し、現在までに合意された改革を実施しつつ、男女共同参画と女性のエンパワーメント達成のための資金提供の適切なレベルを維持する点で、国際金融制度を改革し、強化する継続的な努力の必要性を強調する。

36. 委員会は、非伝染性疾患の世界的重荷と脅威が、「ミレニアム開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標の達成に直接的影響を与えるかもしれない21世紀の持続可能な開発のための主要な課題の一つであることを認める。委員会は、開発途上国が、不相応な重荷を担っており、非伝染性疾患が、女性と男性に異なった影響を与えることもあることに更に留意する。

37. 委員会は、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」に関する進歩が、「ミレニアム開発目標」の立案、実施、監視及び評価における組織的なジェンダー主流化とジェンダーの視点の統合の欠如のため、限られていることを更に認める。委員会は、「ミレニアム開発目標」の効果的でジェンダーに対応した監視が、性別、年齢別、障害別、場所及びその他の関連要因別に分類された信頼できる統合されたジェンダー指標、統計及びデータへの投資、首尾一貫した収集及び利用の欠如のため、限られていること、ジェンダーに配慮した指標を含めた目標、ターゲット及び指標が、進歩を測定し、加速する際に貴重であり、情報、知識及び経験の任意の共有によって高められることも認める。委員会は、この点で、国民登録制度と極めて重大な統計の重要性を認める。

38. 委員会は、女性と女兒の人権の実現において、男女共同参画と女性のエンパワーメントに与えられる優先権が不十分であることと投資がかなり不十分であることが、あらゆる年齢の女兒と女性、その家族及び地域社会及び持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面に対する「ミレニアム開発目標」の進歩を継続して制限していることも認める。委員会は、国内資金の動員及び政府開発援助を通して利用できる資金とその配分が、依然として懸念であり、しばしばこの仕事に対して不十分であることを強調する。

39. 委員会は、男女共同参画の達成と女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」実施のために、政府の最高のレベルに設置されるべき女性の地位向上のための国内本部機構の戦略的調整の役割及びこれら本部機構が効果的に機能できるために必要な人材と十分な財源を与えられる必要性を認める。委員会は、存在するところでは、国内人権機関の貢献も認める。

40. 委員会は、女性の利益、ニーズ及びビジョンを国内・地域・国際アジェンダに据える際に、女性団体と地域を基盤とする団体及びフェミニスト・グループを含めた市民社会によってなされた主要な貢献を認める。

41. 委員会は、すべての人権は普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に関連するものであること及び国際社会が、公平で平等に、同じ立場で、同じように強調して、世界的に人権を扱わなければならないことを認め、国内的・地域的特異性と様々な歴史的・文化的・宗教的背景の重要性は念頭に置かなければならないが、その政治的・経済的・文化的制度にかかわりなく、すべての人権と基本的自由を推進・保護することが、国家の責務であることを強調する。

¹ 確率は低いですが、発生すると非常に巨大な損失をもたらすリスク。

42. 委員会は、それぞれの権限内で、国の優先事項を念頭において、以下の行動を取るよう、あらゆるレベルの各国政府及び適宜、国連システムの諸機関、国際・地域団体に要請し、さらに、存在するところでは国内人権機関、非政府機関、民間セクター、雇用者団体、労働組合、メディア及び適宜、その他の関連行為者を含めた市民社会に勧める：

A. すべての人権の女性と女児の完全享受を実現する

(a) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」及びそれらの「選択議定書」の批准又は加入を特別な優先事項として検討し、留保条件の程度を制限し、留保条件が「条約」の目標と目的と相容れるものであることを保障するために、そのような留保条件をできる限り明確に狭く策定し、それらを撤回する目的で、その留保条件を定期的に見直し、関連条約の目標と目的に反する留保条件を撤回し、特に効果的な国内法及び政策を適用することにより、それらを完全に実施すること。

(b) 女性と女児に対する「ミレニアム開発目標」を達成するために、「北京行動綱領」、「国際人口・開発会議行動計画」及びそれらの更なる実施のための重要な行動並びにそれらのレビュー会議の成果文書の完全かつ効果的实施を加速すること。

(c) 法律と包括的な政策措置の開発、必要ならば、採択及び加速された効果的实施と監視、存在する場合には懲罰規定を含めた法的枠組における差別的規定の除去、適宜、一時的特別措置を含めた女性と女児の人権侵害に対する司法と説明責任へ平等な効果的アクセスを確保する法的・政策的・行政的及びその他の包括的措置の設立を通して、女性と女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること。

(d) 母親になり、ケア提供者になるという女性の役割を制限するものを含めた差別的な社会規範と固定的性別役割分担意識を変える具体的で長期的な措置を実施し、男女共同参画と女性と女児のエンパワーメント及び女性と女児の人権の完全実現を達成するために、特に女性性器切除 (FGM) 及び名誉犯罪を含めた有害な慣行を撤廃すること。

(e) 家庭においても社会においても、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃において戦略的パートナー及び同盟者として地域社会指導者を含め、男性と男児を完全にかかわらせ、女性と女児に対する暴力を許容する社会規範を変えることを目的とする国内政策を立案・実施し、女性と女児に対する差別を永続化させる不平等な力関係、社会規範、慣行及び固定観念のようなジェンダー不平等の根本原因を理解し、対処することによって、女性と女児を男性と男児に従属するものと見なす態度と闘うために活動し、男女共同参画と女性と女児のエンパワーメントを推進・達成する努力に、男性と男児をかかわらせること。

(f) 人権、民主主義、法の支配及び開発の推進と保護において、女性人権擁護者の重要で正当な役割を公に認め、女性人権擁護者を保護する適切で、確固とした、実際的手段を取ることを。

(g) 重複し、重なり合う形態の差別と不平等のため、高まる脆弱性と周縁化を経験している女性もいることを認め、特別な対象を絞った措置を採用し、実施すること。

(h) 障害者は、差別と暴力に対してより脆弱で、「ミレニアム開発目標」の実施、監視及び評価において、未だに大きく目に見えない状態であるので、障害を持つ女性と女児の権利を保護・推進するための障害者を包摂する国内開発戦略と法的・行政的・社会的・教育的及びその他の措置を採用・実施するすべての適切な措置を採ること。

(i) 先住民族の女性と女児が、「ミレニアム開発目標」を達成する際に、特別な課題に直面していることを念頭において、国際的に合意された開発目標の達成に向けた会議の貢献に留意して、「先住民族に関する世界会議」への先住民族の女性と女児の参画を奨励すること。

(j)子どもが家長を務める家庭、特に女兒が家長である家庭を保護し、支援し、権限を付与するための法律を制定し、実施し、これら家庭の経済的福利、保健ケア・サービス、栄養、安全な飲用水と公衆衛生、シェルターへのアクセス及び教育と相続を確保し、こうした家庭が離散しないように保護され、支援され、助けられることを保障する規定を含めること。

(k)開発への権利を含め、女性と女兒の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を実現することにより、資金の配分、機会及び権力の家庭内のジェンダー不平等のみならず、貧困が、生涯を通して女性と女兒に与える不相応な影響を助長する重複し、重なり合う要因に対処し、女性と女兒の相続権・財産権、質の高い教育への平等なアクセス、司法、社会的保護及び食糧の安全保障と栄養、安全な飲用水と公衆衛生、エネルギーと燃料資源及び住居を含めた適切な生活水準並びに性と生殖に関する健康ケア・サービスを含めた保健への女性と思春期の少女のアクセス及び完全で生産的な雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセス、正規経済への女性の完全参画と統合、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金及び無償労働の平等な共有を保障すること。

(l)女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する多部門的で調整された取組を通して、公共及び私的な場所でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、相当の注意義務を行使し、女性と女兒に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、処罰し、刑事責任免除をなくし、完全回復と社会への再統合を確保するために、すべての女性と女兒が暴力を受けずに暮らし、強化された防止措置、調査及び強化された調整と監視と評価を通して、女性と女兒に対する暴力の構造的な底辺にある原因に対処することの重要性を念頭において、すべての被害者とサバイバーのための包括的な社会サービス、保健サービス及び法的サービスへの普遍的アクセスのみならず、保護を提供すること。

(m)有害な慣行を禁止する法律と規則を再検討、採用し、制定し、施行し、有害な保健上の結果についての意識を高め、これら法律の施行に対する社会的支援を生み出すことを通して、子ども結婚・早期・強制結婚及び女性性器切除（FGM）を含めたすべての有害な慣行を撤廃すること。

(n)「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（略称：国際組織犯罪防止条約）」とこれを補足する「人、特に女性及び児童の人身取引を防止し、抑止し、処罰するための議定書」の「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の実施を含めた完全かつ効果的実施のための2国間・地域・国際協力を強化し、人身取引に対して女性と女兒を脆弱にさせる要因を含め、特に女性と女兒の人身取引の問題に対する一般国民の意識を高め、性的搾取と強制労働を含めたあらゆる形態の搾取を撤廃する目的でこれを助長する需要を思いとどまらせ、この問題に対処するために必要な法律、規則及び懲罰を見直し、採用し、人身取引が重大犯罪であることを強調するためにそれらを公表し、女性と子どもの搾取を撤廃する目的で、メディア、特にインターネットの責任ある利用を推進する自己規制的措置を採用または強化するために、インターネット・サービス・プロバイダーを含めたメディア・プロバイダーを奨励すること。

(o)政策と法的枠組の開発と施行を通して、さらに、特に安全で効果的な近代的避妊法、緊急避妊、思春期の妊娠防止プログラム、熟練した出産介添えのような妊産婦保健ケア、産科フィスチュラ(瘻孔)及びその他の妊娠・出産併発症を減らす緊急産科ケア、人工妊娠中絶サービスが国内法で認められているところでは安全な人工妊娠中絶、生殖器官感染、性感染症、HIV及び生殖器官がんの予防と治療を含めた質の高い包括的な性と生殖に関する健康サービス、商品、情報及び教育に普遍的にアクセスでき、利用できるものにする保健制度を強化し、人権には、性と生殖に関する健康を含めた自分の性（セクシュアリティ）に関連する問題に関して、強制、差別及び暴力を受けることなく、自由に、責任をもって、管理し、決定する権利が含まれることを認め、「国際人口・開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらのレビュー会議の成果文書に従って、その性と生殖に関する健康及び生殖に関する権利とすべての女性の人権の推進と保護を確保すること。

(p)汚名と差別のない、ジェンダーの視点のあるHIV/エイズと性感染症のための包括的な予防、料金が手頃な治療、ケア及びサポート・サービスへの普遍的アクセスを確保し、HIVとエイズに感染し、発

症している若い女性と思春期の少女に包括的情報、任意のカウンセリング及びテストを提供すること。

(q)永続的解決をもたらすために、多部門的で、多専門的で、包括的で、統合された取組を用いて、産科フィスチュラに効果的に対処するために、国内の予防、ケア及び治療戦略を開発し、実施し、支援すること。

(r)貧しい、脆弱な周縁化された集団に特に重点を置いて、サービスの利用が利用者を財政的困難にさらすことがないことを保障しつつ、女性と女兒を含めたすべての人々が、差別なく、特にプライマリー・ヘルス・ケアの促進を通して、国内的に決定された一連の推進的・予防的・治療的・リハビリ的・緩和的な基本的保健サービスとワクチン、必要とされる基本的で、安全で、料金が手頃で、効果的で、質の高い薬剤にアクセスできることを意味し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの動きを含め、その責任を果たす際に加盟国を支援する世界保健のためのパートナーシップを奨励し、また、この点に関して保健制度の質を強化し、改善するよう加盟国に要請すること。

(s)保健ケアにおけるジェンダー不平等を対象とする包括的戦略を開発し、プライマリー・ヘルス・ケアと基本的栄養を含めた料金が手頃で適切な保健ケア・サービスへの女性と思春期の若者と青少年の平等なアクセスを確保する政策を実行すること。

(t)女性と男性にとっての非伝染性疾患の死亡と罹病の危険における重要な差異に対処する努力において、性別・年齢別データに基づいて、非伝染性疾患の予防と管理のためのジェンダーに基づく取組を追求し、推進すること。

(u)あらゆるレベルで生涯を通して平等な機会と非差別に基づいて、女性と女兒の教育への権利を推進し、保護し、女性と女兒の在籍、移行、修了率を高めることによりあらゆるレベルの教育におけるジェンダー格差をなくし、教育の質と学習成果を改善し、カリキュラムにおける固定的性別役割分担意識をなくし、科学と技術を含め、教育・訓練プログラムにジェンダーの視点を主流化し、経済的・社会的・文化的発展、ガバナンス及び意思決定への積極的参加を可能にするスキル開発を通して、女性の非識字を根絶し、学校から職場への移行を支援することに特に注意を払って、質の高い幼児、初等、中等、中等以降の教育、非正規教育、正規の教育を受けなかった者のための補習及び成人識字教育、スキル開発と職業訓練及び人権教育と訓練への平等で包摂的アクセスを推進すること。

(v)交通手段を改善し、男女別々の適切な公衆衛生施設、改善された照明、運動場及びその他の安全な環境の提供によりインフラを強化し、学校と地域社会で暴力防止活動を行い、女兒に対するあらゆる形態の暴力とハラスメントに対する懲罰を確立し施行することにより、女兒の安全と学校内及び登下校におけるセクシュアル・ハラスメントのない環境を確保する対象を絞った措置を採用すること。

(w)平等な機会の達成に貢献するアファーマティブ・アクションを含め、排除と闘い、特に女兒と低所得家庭の子ども、一家の家長となる子どもの通学を保障する平等なアクセスを確保する特別措置を念頭に置いて、初等教育を義務教育にし、すべての子どもが無料で利用できるものにする、また教育助成の漸進的導入を通して、教育への権利を推進すること。

(x) 男女共同参画及び人権並びに正規・非正規教育のための教員教育・訓練プログラムに基づいて、偏見をなくし、尊重し合う関係の開発のための情報を得た意思決定、コミュニケーション及びリスク削減スキルを推進し築くため、すべての年代における男性及び女性の社会的・文化的行動パターンを修正するために、女性非政府機関、青少年非政府機関及び専門的政府機関と調整して、子ども、思春期の若者、青少年及び地域社会の関わりを得て、両親及び法的後見人からの適切な指導とガイダンスを得て、発達する能力に従って、すべての思春期の若者と青少年のための完全で正確な情報に基づき、包括的で証拠に基づく人間の性（セクシュアリティ）に関する教育を含め、教育プログラム及び教材を開発し、実施すること。

(y)適宜、国際団体、市民社会及び非政府機関の支援を得て、女兒を支援し、彼女たちが知識を身につ

け、自尊心を発達させ、自分の人生に責任をもつことができるようにする正規・非正規教育を優先して、女兒に対する差別と暴力の撤廃を含め、女兒の身体的・精神的健康と福利の重要性について、女性と男性、特に両親を教育するプログラムに特に重点を置いて、政策とプログラムを開発すること。

(z)万人のためのディーセント・ワークを含め、女性の経済的エンパワーメントを推進するジェンダーに対応した政策とプログラムを通して、女性の働く権利及び職場での権利を確保し、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金を推進し、経済の生産セクターに投資し、女性に権利を付与し、女性の技術・管理・起業能力を支援し、団体交渉を推進し、性別役割分業に対処し、セクシュアル・ハラスメントを禁止・矯正し、職場での女性差別を防止し、女性と男性双方のための有償労働と家庭/ケア責任との両立を支援し、正規経済、特に経済的意思決定への女性の完全かつ平等な参画を推進し、暴力と虐待からの保護、公平な雇用条件及び安全で健全な労働環境を含め、他の労働者と同じ基本的権利への資格を有する女性家事労働者に特別な注意を払って、非正規経済における女性に権利を付与すること。

(aa)女性と女兒の相続権及び土地及びその他の財産を所有し、賃貸する完全で平等な権利を含めた資産、天然資源及びその他の生産資源への完全かつ平等なアクセス及び管理を保証し、行政改革に取り組み、信用貸し資本、金融、金融資産、科学と技術、職業訓練、情報通信技術及び市場への男性と同じ権利を女性に与えるために必要なすべての措置を取り、司法及び法的支援への平等なアクセスを保障すること。

(bb)食糧の安全保障と栄養を達成することを目的とする農業への公共・民間投資を通して、参画を促進するプログラムを支援することにより、女性と女兒に権利を付与するよう、各国及び関連市民社会を奨励すること。

(cc)食糧の安全保障と栄養に対処するための漁業と水産養殖を含めたあらゆる領域の経済活動において、男女共同参画と女性の権利を推進するプログラムを認め、資金提供し、支援し、小規模の職人漁業と水産養殖、商業的漁業、海洋の利用及びケアへの女性の貢献を意味があるように促進すること。

(dd)保健ケア、安全な飲用水と公衆衛生、運輸、エネルギー、住居、農業技術、金融・法律サービス、及び情報通信技術を含めたジェンダーに対応した、普遍的で、アクセス可能であり、利用できる料金が手頃な、持続可能な、質の高いサービスとインフラへのあらゆる年齢層の女性の非差別的アクセスを確保すること。

(ee)女性と女兒のエンパワーメントのためのツールとしてのブロードバンドへのアクセスと彼女らのあらゆる人権の行使、情報へのアクセス、市場へのアクセス、ネットワーク作り及び高められた機会を含め、情報通信技術を料金が手頃でアクセスできるものにより、情報通信技術におけるジェンダー格差をなくすことに投資すること。

(ff)女性と女兒に危険と脆弱性からの保護を提供し、女性と女兒の社会的包摂とそのすべての人権の完全享受を推進する、高齢女性を含めた生涯にわたる普遍的な社会的保護を推進すること。

(gg)ケア提供が、極めて重要な社会的機能であることを認め、従って、子ども、障害者、高齢者及びHIV及びエイズと共に生きている人々、並びにケアを必要としているすべての人々のためのケア・サービスを含め、アクセスでき、料金が手頃な社会的サービスを含めた社会的保護政策を優先することにより、無償のケア・ワークを評価し、減らし、再配分する必要性、環境的に健全で、時間とエネルギーを節約するテクノロジーへのアクセスを含めたインフラ開発、妊産婦休業・父親休業と給付に関する家庭に優しい政策を含めた雇用政策を強調し、女性と女兒の家事労働の重荷を減らし、ジェンダーに基づく分業を強化する態度を変えるために、ケア提供と家事労働における男女間の責任と家事の平等な共有を推進すること。

(hh)女性と女兒に対する国際的に合意された開発目標の達成を含め、持続可能な開発への貢献者として

の家族を認め、男女共同参画と女性のエンパワーメントが、家族の福利を改善することも認め、この点で、男女共同参画と女性のエンパワーメントの達成と社会への女性の完全参画の強化を目的とする家族政策を策定し、実施する必要性を強調すること。

(ii)移動の状態にかかわらず、すべての移動者、特に女性と子どもの人権と基本的自由を効果的に推進・保護し、すべての移動者の人権を推進・保護する際に、送り出し国・経由国・目的国の役割と責任を認め、移動者の脆弱性を悪化させるかもしれないような取組を避け、国際・地域・2国間協力と対話を通し、包括的でバランスのとれた取組を通して、国際移動に対処すること。

B. 男女共同参画と女性のエンパワーメントのための機能的環境を強化する

(jj)世界貿易、金融及び投資協定が、男女共同参画と女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の推進につながるものであることを保障することに向けて活動し、開かれた、公正で、規則に基づいた、予見できる、非差別的な多国間貿易制度の重要な役割を再確認することを通して、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成する国内開発努力を補い、あらゆるセクターのあらゆるレベルの開発政策にジェンダーの視点の主流化を奨励することにより、開発のための世界経済システムの支援の効果を強化すること。

(kk)女性と女兒が直面している課題を認め、「ミレニアム開発目標」を含めた男女共同参画と女性のエンパワーメントに関連した国際的に合意された目標と公約の実現に向けた行動の状況の中で、自然災害、武力紛争、その他の複雑な人道緊急事態、人身取引及びテロリズムの悪影響を受けている女性と女兒の権利とニーズに対処することを目的とした、国際協力の支援を得ることも含めた国内努力を強化する公約を強調し、直面している課題を認識しつつ、上記目標と公約の達成を確保するために、外国の占領下で暮らしている女性と女兒の権利の完全実現に対する障害を除去する国際法に従って、一致した行動を取る必要性も強調すること。

(ll)経済効率を高め、経済成長と貧困削減への女性の貢献を最大限に活用するために、万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワーク及び男女共同参画と女性のエンパワーメントを推進するマクロ経済政策を労働・社会政策と共に実施し、女性の経済的エンパワーメントの必要性と女性が果たしている重要な貢献について、意思決定者、民間セクター及び雇用者の間の意識を高めること。

(mm)国境を超える貿易と農業を含め、正規・非正規セクターでの女性の役割を強化し、市場と生産資源への女性のアクセスを改善するために必要な措置を設置し、市場を農山漁村地域で暮らしている女性を含めて女性にとって安全なものにし、それによって、女性が所有する事業と農場及び男性が所有する事業と農場が、市場において平等な機会を持つことを保障すること。

(nn)女性生産者のために貿易機会を拡大するための戦略を特定し、開発し、国内・地域・国際貿易への女性の積極的参画を促進すること。

(oo)金融・経済危機と過度に不安定な食糧とエネルギー価格への世界的・国内的対応において、雇用及び基本的なサービスと社会的保護制度のための資金提供を含め、男女共同参画と女性のエンパワーメントに与える否定的影響が最小限であり、特別な支援が最も不利で脆弱な人々に与えられ、男女共同参画と女性のエンパワーメントが女性と女兒の人権の保護を含め、継続して推進されることを保障する措置を採ること。

(pp)特に開発途上国において経済的・社会的開発の完全達成を妨げる、国際法と「国連憲章」に従っていない一方的な経済・金融・貿易措置を公布し、適用することを控えること。

(qq)貧困を撲滅する国内開発政策と戦略を含め、「ミレニアム開発目標」、ジェンダーに対応した予算編成及び公共支出配分プロセスを実施するすべての社会・経済・環境政策とプログラムに男女共同参画の視点を優先し、主流化し、地方・国内・地域レベルでジェンダー主流化のための制度的メカニズム

を設立、強化し、男女共同参画を確保するために、国内の法的枠組と政府の部局間の調整の実施を推進し、確保すること。

(rr)人間中心の持続可能な開発の担い手及び受益者としての女性と男性の機会均等と完全かつ平等な参画を推進し、持続した経済成長、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困撲滅には、経済・社会開発への女性の関わりが必要であることを再確認すること。

(ss)武力紛争及び紛争後の状況にある女性と女兒、及び暴力的な過激主義の悪影響を受けた女性と女兒に対して、「ミレニアム開発目標」を実施し、監視する措置を採用し、女性・平和・安全保障に関する関連安全保障理事会決議に述べられているとおり、あらゆるレベル、あらゆる段階で、和平プロセスと仲裁努力、紛争防止と解決、平和維持、平和構築及び回復における女性の効果的参画を確保し、この点で、女性団体と市民社会団体の関わりを支援すること。説明責任を保障し、国内・国際法の下での女性と女兒に対する最も重大な犯罪の加害者を処罰することにより、刑事責任免除をなくし、そのような犯罪を申し立てられた加害者が、国内司法又は適用できるところでは国際司法の下で説明責任を問われることを保障すること。

(tt)環境・気候変動政策におけるジェンダー視点の統合を推進し、あらゆるレベルの環境問題、特に極端な天候の変化及び旱魃、海洋の酸化、海面の上昇及び生物多様性の喪失を含めたゆっくりと発現する影響のような気候変動が女性と女兒の生活に与える影響に関連する戦略と政策に関する意思決定への女性の完全かつ平等な参画を確保するためにメカニズムを強化し、適切な資金を提供し、自然災害への人道的対応及び自然災害や気候変動に対処する災害リスク削減政策の企画、提供、監視に女性と女兒の特別なニーズを統合し、持続可能な天然資源管理を確保することにより、女性と女兒が直面する困難に対処する包括的取組を確保すること。

(uu)公共・民間パートナーシップを含め、男女共同参画と女性のエンパワーメントの推進のための技術と革新における国際協力を強化すること。

(vv)小規模農業を含め、農業セクター及び農業・農山漁村開発の強化への農山漁村女性の貢献を強化し、支援し、女性が、相互に合意された条件での投資と技術移転を通じた農業技術、小規模農業生産と配分における革新において平等なアクセスを持つことを確保し、地方・地域・国際市場でのその農産物の取引における既存の格差と障害に対処すること。

(ww)南南協力は、南北協力の代替ではなくて、これを補うものであることを念頭において、南北・南南・三者協力の役割を含め、国際協力を強化し、国の主体性とリーダーシップが、この点で、男女共同参画と女性と女兒のエンパワーメント達成にとって不可欠であることに留意しつつ、政府のすべての関連利害関係者、市民社会及び民間セクターのかかわりを得て、共通の開発優先事項に重点を置く南南・三者協力を強化するよう、すべての加盟国に勧める。

(xx)固定的性別役割分担意識の撤廃において、表現の自由と相容れる程度にまでメディアが果たすことのできる重要な役割を認め、あらゆる形態のメディアへの女性の参画とアクセスを高め、「北京行動綱領」、「ミレニアム開発目標」、男女共同参画及び女性と女兒のエンパワーメントに対する一般国民の意識を高めるようメディアを奨励すること。

C. 男女共同参画と女性のエンパワーメントへの投資を最大限活用する

(yy)国内資金の動員と配分及び政府開発援助における男女共同参画への強化された優先権を含めたあらゆる財源からの資金の動員を通して、男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現と享受、並びに適宜、任意の革新的な資金調達メカニズムの創設を達成するために、あらゆるセクターにわたって資金の効果を高め、確保すること。

(zz) まだ行っていない先進国が、彼らの公約に従って、その国民総所得の 0.7%を開発途上国への政府

開発援助に当てるといふ目標及びその国民総所得の 0.15%から 0.20%を後発開発途上国への政府開発援助に当てるといふ目標に応える具体的努力を払うよう要請し、政府開発援助が、開発目標に対応し、特に男女共同参画と女性のエンパワーメントを達成する手助けをするために効果的に利用されていることを保障する際に、達成された進歩を積み上げるよう開発途上国を奨励すること。

(aaa)負債の長期的持続可能性は、特に経済成長、国内・国際資金の動員、負債国の輸出の見込み、持続可能な負債管理、職の創出、透明性があり効果的な規制枠組及び構造的な開発問題を克服する際の成功も支援する健全なマクロ経済政策、従って、持続可能な開発、男女共同参画及び女性のエンパワーメントにつながる機能的国際環境の創出にかかっていることを認めること。

(bbb)男女共同参画と女性のエンパワーメントのための資金提供における格差に対処し、男女共同参画と女性のエンパワーメントのためのすべての国内計画、部門計画及び政策が、その効果的实施を確保するために完全に費用計算され、適切に資金提供されることを保障するために、公共支出のすべてのセクターにわたるジェンダーに対応した予算編成を含め、公共財政管理に対するジェンダーに配慮した取組を支援し、制度化すること。

(ccc)公共セクター支出、緊縮措置、当てはまるところでは官・民パートナーシップと投資及び政府開発援助を含め、男女共同参画に関するすべての経済的意思決定の影響を監視・評価し、差別的影響を防止する矯正行動を取り、経済的意思決定構造への女性の完全かつ平等な参画の推進を確保することによることも含め、男女共同参画と女性のエンパワーメントを達成すること。

(ddd)男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を推進・促進するために、草の根、地方、国内、地域、世界の女性団体・市民社会団体のための資金と支援を増やすこと。

D. 男女共同参画と女性のエンパワーメントのための証拠基盤を強化する

(eee)この点での国際協力の必要性を認めつつ、適切な財政的・技術的支援と能力開発を通して、国レベルで、性、年齢、障害及びその他の変項別に分類されたジェンダー統計とデータの組織的で、調整された収集、分析、普及及び利用を改善すること。

(fff) 最小限のジェンダー指標と 2013 年に国連統計委員会によって採択された核心となる女性に対する暴力指標に関する統計を定期的に収集し、普及すること。

(ggg)特に女性の貧困、家庭内での所得の配分、無償のケア労働、資産と生産資源への女性のアクセス、管理、所有権、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」に関する進歩の監視を含めた意思決定過程のあらゆるレベルへの女性の参画に関するデータを改善するために、国内・国際レベルでの利用に向けて、基準と方法論を継続して開発し、強化すること。

(hhh)女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」を達成するための政策とプログラムを評価する国内監視・評価メカニズムを開発し、強化し、好事例の共有を推進すること。

E. あらゆるレベルで女性の参画とリーダーシップを確保し、説明責任を強化する

(iii)あらゆる分野への女性の完全かつ平等で効果的な参画及び適宜、一時的な特別措置のような政策と行動を通し、具体的な目標、ターゲット及び基準を設け、これを達成するために活動することにより、公共・民間セクターでの意思決定過程のあらゆるレベルにおけるリーダーシップを確保する措置を採ること。

(jjj)国内・地域・国際貿易に関する意思決定プロセスへの女性の参画と貢献を強化すること。

(kkk)「ミレニアム開発目標」を達成するための政策の立案、継続する実施、監視及び評価への女性団体、青少年団体及びその他の関連市民社会団体の効果的参画を確保し、ポスト 2015 年開発アジェンダ

の策定において、彼らの考えを考慮に入れること。

(III)男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現の達成を考慮に入れる効果的措置を開発し、実施すること。

(mmm)女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施を監視するための制度的取り決めを強化し、この点で、関連情報を利用できるものにより、透明性を確保し、監視における女性の完全かつ効果的な参画とリーダーシップを支援すること。

43. 委員会は、新しいポスト 2015 年開発アジェンダが形成されつつあるときに、「ミレニアム開発目標」の実施からの教訓を積み上げるよう各国に要請する。委員会は、変革的で包括的な取組を通して残る重要な課題に取り組むよう各国に要請し、男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権が、独立した目標として反映され、ターゲットと指標を通して、新しい開発枠組のすべての目標に統合されるよう要請する。

44. 委員会は、また、レビューの成果が 2015 年の第 59 回会期に効果的にインプットを提供できるように、「北京行動綱領」と「第 23 回国連特別総会」の成果文書の実施において遂げられた進歩と遭遇した課題の包括的な国内及び地域レベルのレビューを行うこともすべての国々及びその他のすべての利害関係者に要請する。委員会は、男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現を達成し、「第 4 回世界女性会議」の 20 周年のための適切な記念活動を行うための行動を加速するために、現在の課題を分析し、機会を明らかにするよう、すべての利害関係者を特に奨励する。